

山梨県地域福祉活動補助金

第1回募集

募集期間：令和5年3月24日～令和5年4月28日

この補助金は、地域福祉の向上に資する民間の保健活動及び福祉活動に対して助成を行うものです。



山梨県 地域福祉活動補助金



1 対象者

県下全域または広域（2市町村以上）で、地域福祉に資する保健活動または福祉活動を行う民間社会福祉団体等

2 対象事業

- ◆ 在宅福祉等の普及、向上
- ◆ 健康、生きがいづくりの推進
- ◆ ボランティア活動の活発化のための条件整備
- ◆ その他地域福祉の向上に資する事業

※従来から行っている事業については、事業の拡大や団体の地域福祉活動の一層の活性化が図られる内容に限り、対象となります。

※補助申請額に団体等の運営費が含まれている場合はその部分の補助は行いません。

3 対象経費等

補助対象経費	対象事業費	補助率及び補助額
1 報償費（講師謝金等）	20万円以上	2/3以内
2 旅費（講師旅費等）		
3 需用費（消耗品、印刷製本費、食料費等）		
4 役務費（通信運搬費、保険料等）		
5 使用料及び賃借料		
6 備品購入費（1件あたり3万円以上の物品の購入）		
7 その他事業遂行に必要な経費で知事が認めたもの		

- 申請にあたっては、県所管課、山梨県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等からの意見書が必要となります。詳細につきましては、下記問い合わせ先までご連絡下さい。
- 対象事業については、「地域福祉基金助成事業一覧」も御確認ください。
- 交付要綱、地域福祉基金助成事業一覧については県のホームページに掲載しています。



お問い合わせ

山梨県福祉保健部福祉保健総務課 福祉企画・生活保護担当 小林

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

☎ 055-223-1443